

令和8年度結婚意識に関する調査研究事業委託業務 企画提案募集要項

1 業務名

令和8年度結婚意識に関する調査研究事業委託業務

2 業務の目的

本県においては、少子化の大きな要因の一つである、未婚化・晩婚化が進行する中、結婚したい人の希望を叶えるため、結婚支援の拠点として「とくしまマリッジサポートセンター（以下「マリッサとくしま」という。）」を設置し、きめ細やかな支援を実施している。

結婚に対する意識や出会いのあり方が多様化する中、若年層の意識の変化や民間の結婚支援事業者の取組実態等を把握するとともに、マリッサとくしまを主軸とした本県の結婚支援事業について検証することにより、行政の担う効果的・効率的な結婚支援等について検討し、新たな政策立案につなげることを目的とする。

3 業務の内容

別添「令和8年度結婚意識に関する調査研究事業委託業務仕様書」のとおり。

4 実施方法

公募型プロポーザル方式

5 事業規模

(1) 委託費用の上限

5,000千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 委託の期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

(3) 採択数

予算の範囲内で1件採択予定

6 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「法人等」という。）もしくは、複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であり、次に掲げる要件を全て満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

- イ 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者
 - オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと思われられる者ではないこと。
- (7) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、企画提案参加申込書提出期限日から審査日までの期間内に受けていないこと。
- (8) 過去に本件業務に類似する業務を実施した実績を有すること。

7 企画提案参加の手続き等

- (1) 提出場所、問い合わせ先
- 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部子育て応援課次世代育成担当
電話：088-621-2178
ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 企画提案参加申込書等の提出方法
- ア 用紙サイズA4版とする。
 - イ 提出書類
 - (ア) 企画提案参加申込書（様式1）1部
 - (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2）1部
- ※コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。

- (ウ) 会社等の概要がわかる書類（事業報告書・パンフレット等） 1部
※コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。
- (エ) 履歴事項全部証明書（法務局の発行するもので、提出日において発行日から3ヶ月以内のもの。写しでも可。） 1部
個人事業主の場合は、営業証明書（市町村長が発行するもので、提出日において発行日から3ヶ月以内のもの。写しでも可。） 1部
※コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。
- (オ) 未納の額のないことの証明書（税務署及び都道府県が発行するもので、提出日において発行日から3ヶ月以内のもの。写しでも可。） 各1部
※コンソーシアムの場合、構成員全て提出すること。
- (カ) コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書の写し（様式例1）
- (キ) コンソーシアムの場合、コンソーシアム委任状（様式例2）

ウ 提出方法

電子メール、持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝を除く））又は郵送（書留郵送又は宅配便で期限内必着）とする。なお、電子メールを送信する場合、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

エ 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時必着

(3) 質問受付

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式4）により行うものとし、上記「(1) 提出場所、問い合わせ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 質問受付期間

令和8年3月2日（月）午後5時必着

エ 質問に対する回答

原則として、令和8年3月6日（金）までに徳島県のホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出方法

ア 用紙サイズはA4版とする。

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書かがみ文（様式3） 1部
- (イ) 企画提案書（任意様式） 7部
- (ウ) 委託業務に係る経費の見積書（任意様式） 7部

ウ 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝を除く））又は郵送（書留郵送又は宅配便で期限内必着）とする。持参又は郵送した書類は電子メールにて上記「(1)

提出場所、問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付すること。

エ 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時必着

(5) 企画提案書の記載内容

企画提案書はA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とし、下記のア～エの各項目内容を記載すること。文章を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。

ア 提案内容、実施計画及び実施体制

仕様書「5 委託業務の内容」に基づき、以下について具体的かつ詳細に記載すること。

(ア) 実施計画

- ・対象者の抽出方法及び調査方法等について具体的に記載すること。
- ・回収率向上のための方策を記載すること。
- ・調査項目を例示し、調査票のイメージを添付すること。
- ・整理・分析方法を具体的に記載すること。

(イ) 実施体制

総括責任者及び担当者の経験、能力等について記載すること。

イ 類似業務の実績等

本委託業務に類する事業の実施実績について記載すること。

ウ 実施スケジュール

本委託業務を遂行するにあたり、業務完了に至るまでの進行計画を記載すること。

(6) 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を持参又は郵送（書留郵送又は宅配便で期限内必着）により令和8年3月19日（木）午後5時までに提出すること。

8 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要項及び仕様書に適合しない場合
- オ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- カ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 1団体が申請できる件数は、1件とする。
- イ 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場

合がある。

エ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

オ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

カ 企画提案の募集・選定は、県が本事業の契約交渉を行う相手方を選定するための手続きであって、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容を最低限の内容とし、県と委託候補者が協議して実施内容を決定する。

9 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定に当たっては、評価基準に基づき採点する方法による審査を実施する。

(4) 選定委員会は、企画提案書の内容についての審査を実施する。審査は、評価基準に基づき審査を実施する。なお、審査の実施についての詳細は、プロポーザルの提案者に別途通知するものとする。

(5) 評価基準

別添「令和8年度結婚意識に関する調査研究事業委託業務」評価基準のとおり。

(6) 選定結果

ア 選定終了後、すべての提案者に選定結果を通知する。

イ 選定に関する照会には一切応じない。

ウ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続きを完了するまで県との契約関係を生じない。

10 契約に関する事項

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された委託候補者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、「9 選定方法等」により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。なお、応募団体が1団体の場合は、審査委員会での評価内容を勘案し、契約を締結するかどうかを判断するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて

業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。

- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年徳島県規則第13号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

1.1 スケジュール

- (1) 公募開始
令和8年2月20日（金）
- (2) 企画提案参加申込書等の提出期限
令和8年3月9日（月）午後5時まで
- (3) 企画提案書等の提出期限
令和8年3月19日（木）午後5時まで
- (4) 審査
令和8年3月下旬頃 予定
- (5) 委託業者決定・契約の締結
委託候補者選定後、速やかに委託候補者の決定を通知の上、契約について協議を行い、契約を締結する。

1.2 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業公募要項、仕様書、委託契約書、徳島県契約事務規則、他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、提案した日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しない。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。
- (3) 県の令和8年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。